

第 11 章 景観重要公共施設の 整備に関する事項

(法第8条第2項第4号ロ・ハ)

1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観計画区域内において、良好な景観形成にとって重要な道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、以下の方針にあてはまるものを「景観重要公共施設」として位置づけ、「個別方針」や「整備に関する事項」、「占用等の許可の基準」等を定め、良好な景観形成を進める。

なお、指定にあたっては、景観重要公共施設に指定することが適当かどうか検討するとともに、公共施設管理者と協議し、同意を得ることとする。

<景観重要公共施設の指定の方針>

- ・焼津らしい景観地及びその周辺の景観の主要な構成要素となっている公共施設

なお、景観重要公共施設の対象となるものは次の通り。

- ①道路法による道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市道）
- ②河川法による河川（一級河川、二級河川、準用河川）
- ③都市公園法による都市公園
- ④津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設（盛土構造物、閘門など）
- ⑤海岸保全区域など（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域など）に係る海岸
- ⑥港湾法による港湾
- ⑦漁港漁場整備法による漁港
- ⑧自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑨土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設
- ⑩下水道法による下水道
- ⑪森林法による保安施設事業に係る施設
- ⑫都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地
- ⑬特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設
- ⑭砂防法による砂防設備
- ⑮地すべり等防止法による地すべり防止施設及びほた山崩壊防止施設
- ⑯急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設

また、本計画策定時に指定していない公共施設で良好な景観形成にとって重要なものは、管理者と協議の上、合意が得られたものから随時、景観重要公共施設として指定していく。また、景観重要公共施設を指定する際には、個別方針と整備に関する事項を定めるとともに、必要に応じて占用等の許可の基準を設定する。

さらに、景観重要公共施設の指定後は、管理者と協力し、計画に即した適切な整備・管理等を進める。

2) 景観重要公共施設の指定箇所・整備の方針

< 景観重要公共施設と焼津らしい景観地の関連 >

焼津らしい景観地		景観重要公共施設
大崩海岸	→	大崩海岸につながる道路（県道静岡焼津線）
浜当目海岸 石津浜海岸 和田浜海岸		砂・砂礫浜海岸（浜当目・石津浜・和田浜海岸）
大井川		大井川
↓		
種別	焼津らしい景観地を踏まえた名称	占用等の許可の基準
(1) 景観重要道路	①大崩海岸につながる道路 （県道静岡焼津線）	道路法第32条 第1項又は第3項
(2) 景観重要河川	①大井川	河川法第24条、 第26条第1項
(3) 景観重要海岸	①砂・砂礫浜海岸 （浜当目海岸・石津浜海岸・和田浜海岸）	海岸法第7条第1項、 第8条第1項

< 占用許可等の手続き >

景観重要公共施設では、景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設の整備に関する事項に適合することが求められるとともに、景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等は、占用許可等の基準に適合することが必要である。なお、手続きなどは別途手引きに定める。

< 対象となる行為 >

建築物・工作物の整備

(新築・新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更) ^(注)

(注) 景観重要公共施設における占用等を含む

< 適用除外 >

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものは適用除外とする。

- ・ 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、本計画の策定時点で現に存するもの
- ・ 本計画の策定時点で現に占用許可等を受けて存するもの(著しく景観を阻害するものを除く)
- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 占用期間が6ヶ月未満のもの
- ・ 仮設のもの(占用期間が長期にわたるものは個別協議の上で焼津市が判断する)
- ・ 安全上または緊急上やむを得ないもの(立入禁止等の措置)
- ・ 地下または水面下のもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
- ・ 焼津市長がやむを得ないと認めたもの

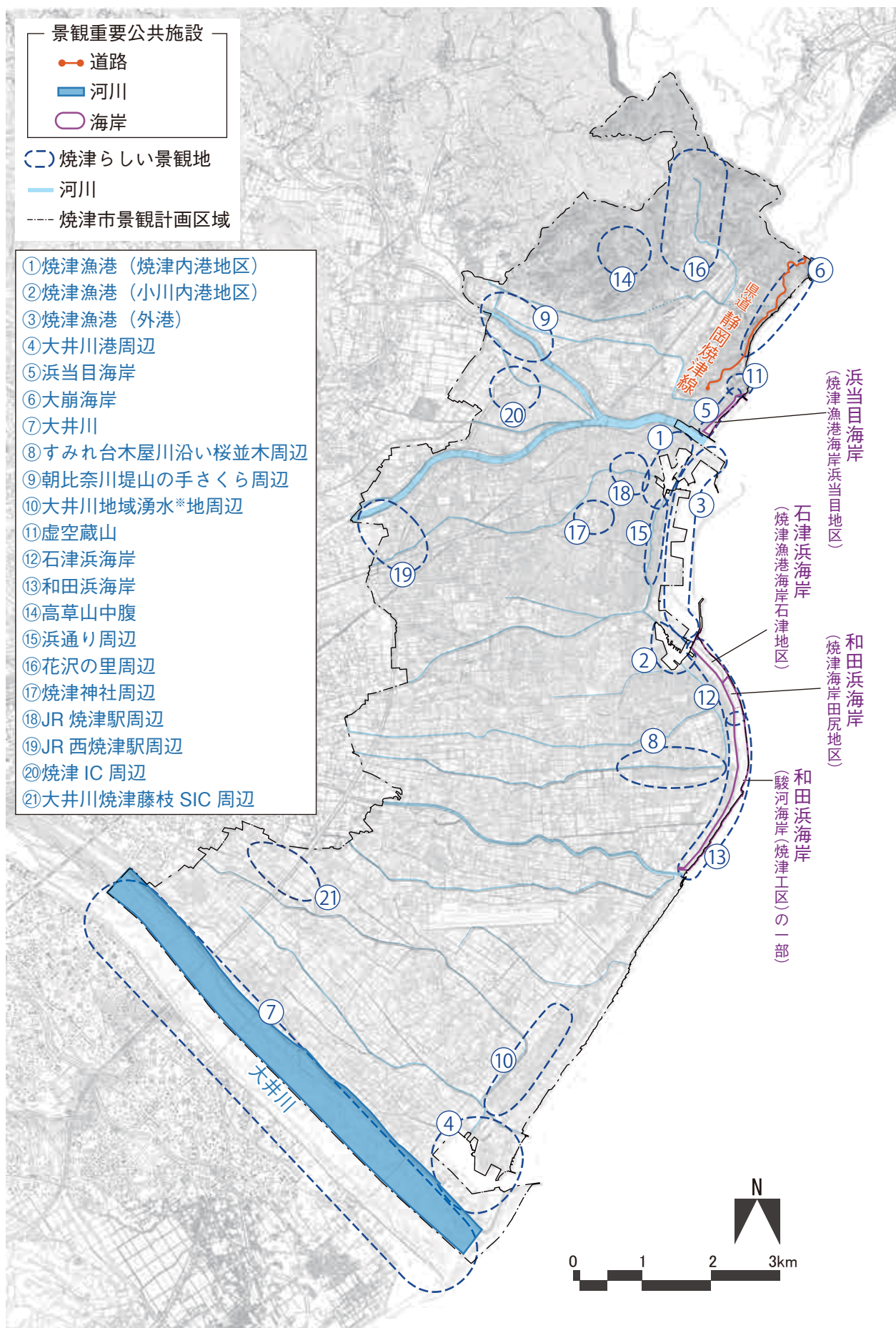
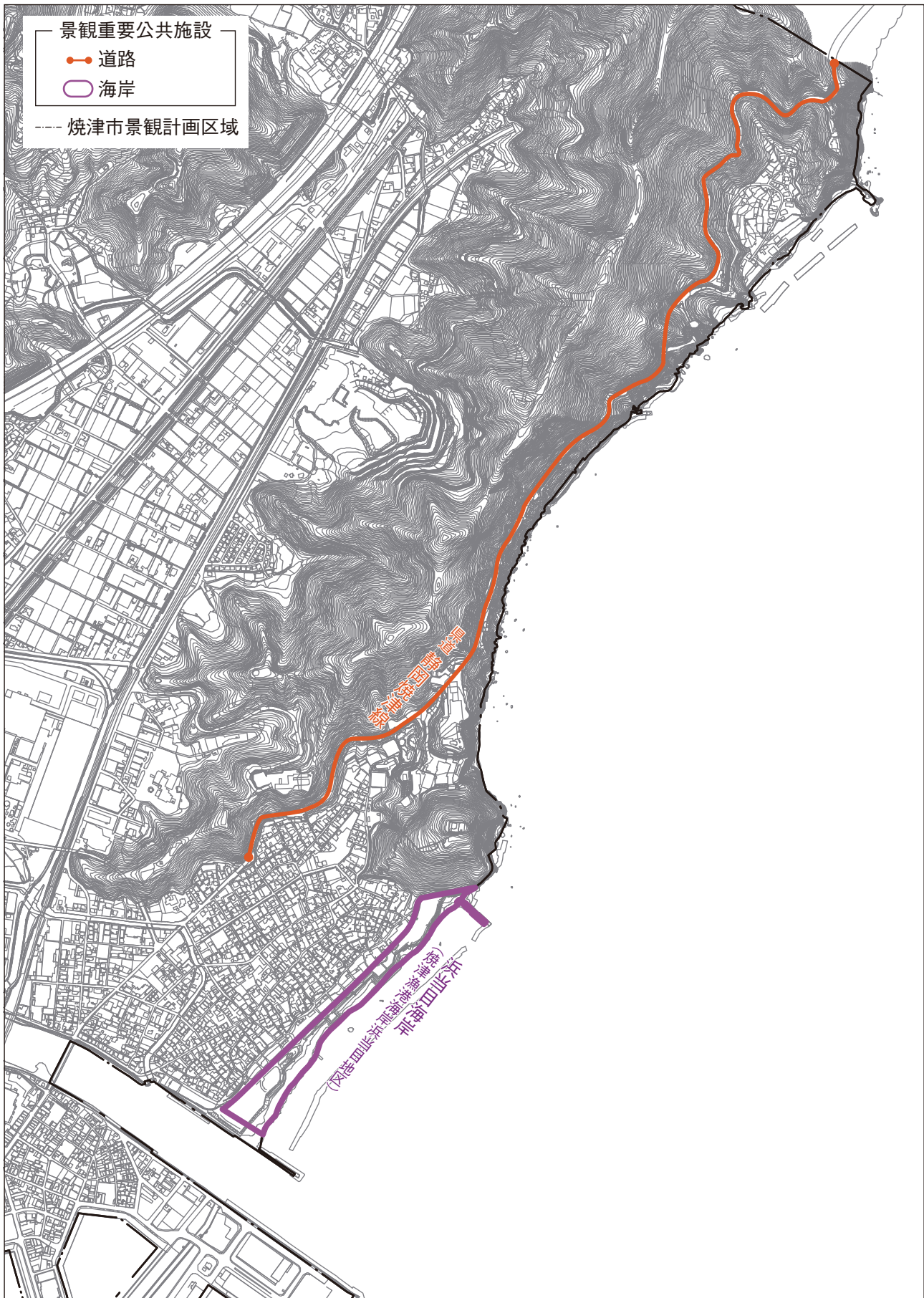


図 11-1. 景観重要公共施設の位置



※海岸の名称は、市民に親しまれている通称を使用することとし、括弧内に海岸保全区域の名称を表記する。

図 11-2. 浜当目海岸・県道静岡焼津線拡大図



※海岸の名称は、市民に親しまれている通称を使用することとし、括弧内に海岸保全区域の名称を表記する。

図 11-3. 石津浜・和田浜海岸拡大図

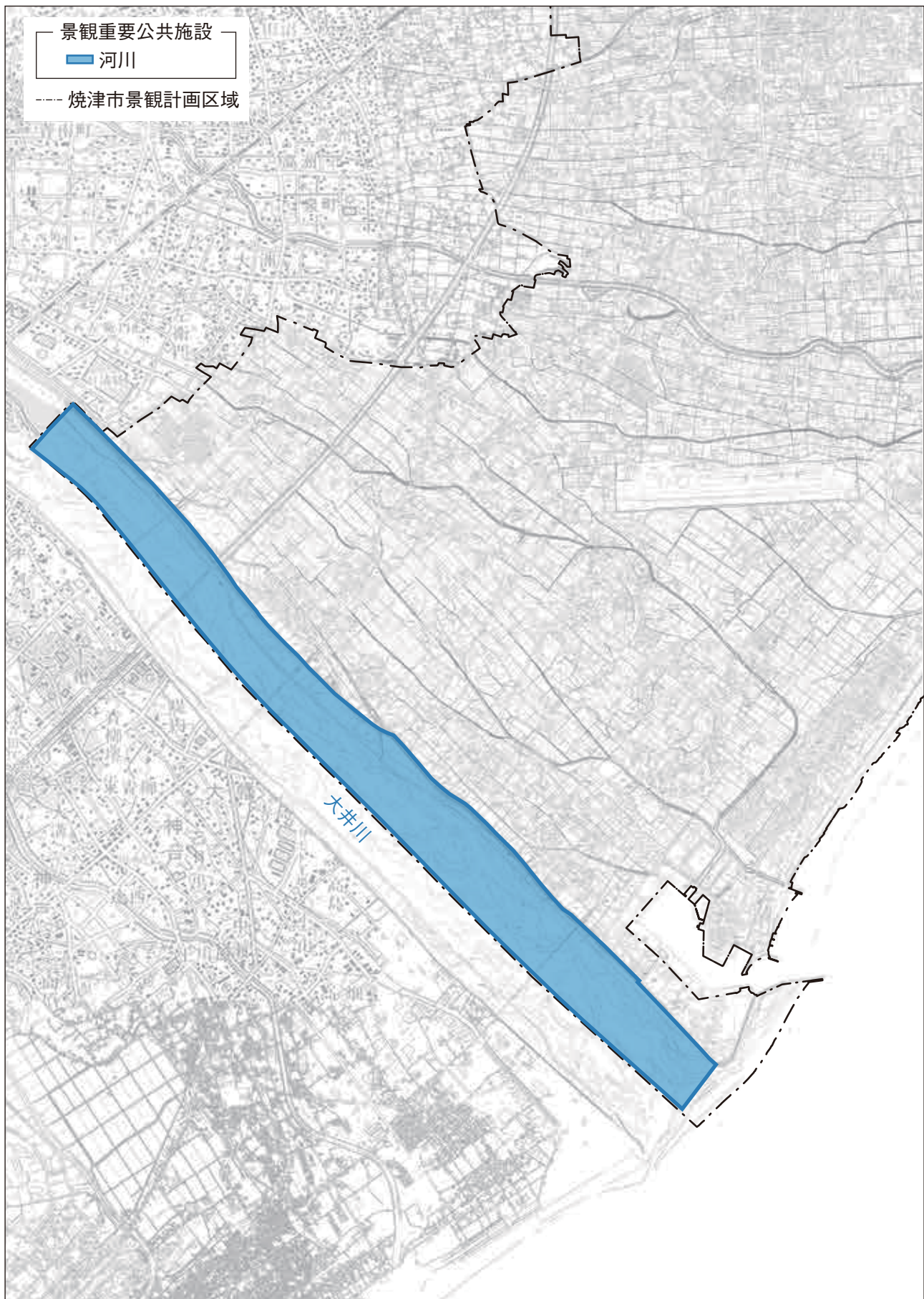


図 11-4. 大井川拡大図

(1) 景観重要道路

① 大崩海岸につながる道路(県道静岡焼津線)

(ア) 指定理由

- ・焼津らしい景観地(第6章第3節参照/以下同様)「大崩海岸」におけるシンボル道路である県道静岡焼津線は、景観まちづくり方針2(オ)で位置付けた、眼下に駿河湾を望むことのできる優れた眺望点で、市の景観形成にとって重要な公共施設である。

(イ) 個別方針

- ・自動車等から見下ろす雄大な駿河湾の景観向上をはじめ、大崩海岸や斜面緑地などの沿道の美しい自然景観との調和を図り、道路景観の連続性に配慮する。

(ウ) 箇所

No.	名称	区間	延長	管理者
道1	県道静岡焼津線	静岡市境～市道当目 中原浜久保線の合流部	約2,800m	県

(エ) 整備に関する事項及び占用等の許可の基準

項目	整備に関する事項及び占用等の許可の基準
配置	・建築物・工作物は、道路上から見ることのできる駿河湾等の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう努める。
色彩	・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は、ふじのくに色彩・デザイン指針における推奨色を使用するよう努める。

(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(2) 景観重要河川

① 大井川

(ア) 指定理由

- ・焼津らしい景観地「大井川」は、河川敷の開放的な空間と緑豊かな環境などが多くの市民や来訪者に親しまれており、広域の景観形成にとって重要な公共施設である。

(イ) 個別方針

- ・大井川の雄大な自然景観を保全するとともに、河川景観の連続性に配慮する。

(ウ) 箇所

No.	名称	種別	区間	延長	管理者
川1	大井川	一級河川	藤枝市境～河口	約7,000m	国

(エ) 整備に関する事項及び占用等の許可の基準

項目	整備に関する事項及び占用等の許可の基準
色彩	・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は国や静岡県などの色彩・デザイン指針、景観ガイドライン※等による公共事業における推奨色を使用するよう努める。

(河川法第24条、第26条第1項の許可の基準)

(3) 景観重要海岸

① 砂・砂礫浜海岸(浜当目海岸・石津浜海岸・和田浜海岸)

(ア) 指定理由

- ・焼津らしい景観地「浜当目海岸」「石津浜海岸」「和田浜海岸」は、開放的で美しい海岸景観を形成しているため、市の景観形成にとって重要な公共施設である。また特に、「石津浜海岸」「和田浜海岸」は、景観まちづくり方針2（ア）で位置付けた、駿河湾越しに望む富士山や伊豆半島等を見渡すことのできる優れた眺望点でもある。

(イ) 個別方針

- ・美しい海岸や松林等の自然景観との調和、富士山や伊豆半島等への眺望景観等に配慮する。

(ウ) 箇所

No.	名称	区間	面積	管理者
海1	浜当目海岸 (焼津漁港海岸浜当目地区)	海岸保全区域 (陸域のみ)	約4.4ha	県
海2	石津浜海岸 (焼津漁港海岸石津地区)	海岸保全区域 (陸域のみ)	約10.5ha	県
海3	和田浜海岸 (焼津海岸田尻地区)	海岸保全区域 (陸域のみ)	約5.9ha	県
海4	和田浜海岸 (駿河海岸(焼津工区)の一部)	海岸保全区域 (陸域のみ)	約31.2ha	県(国)

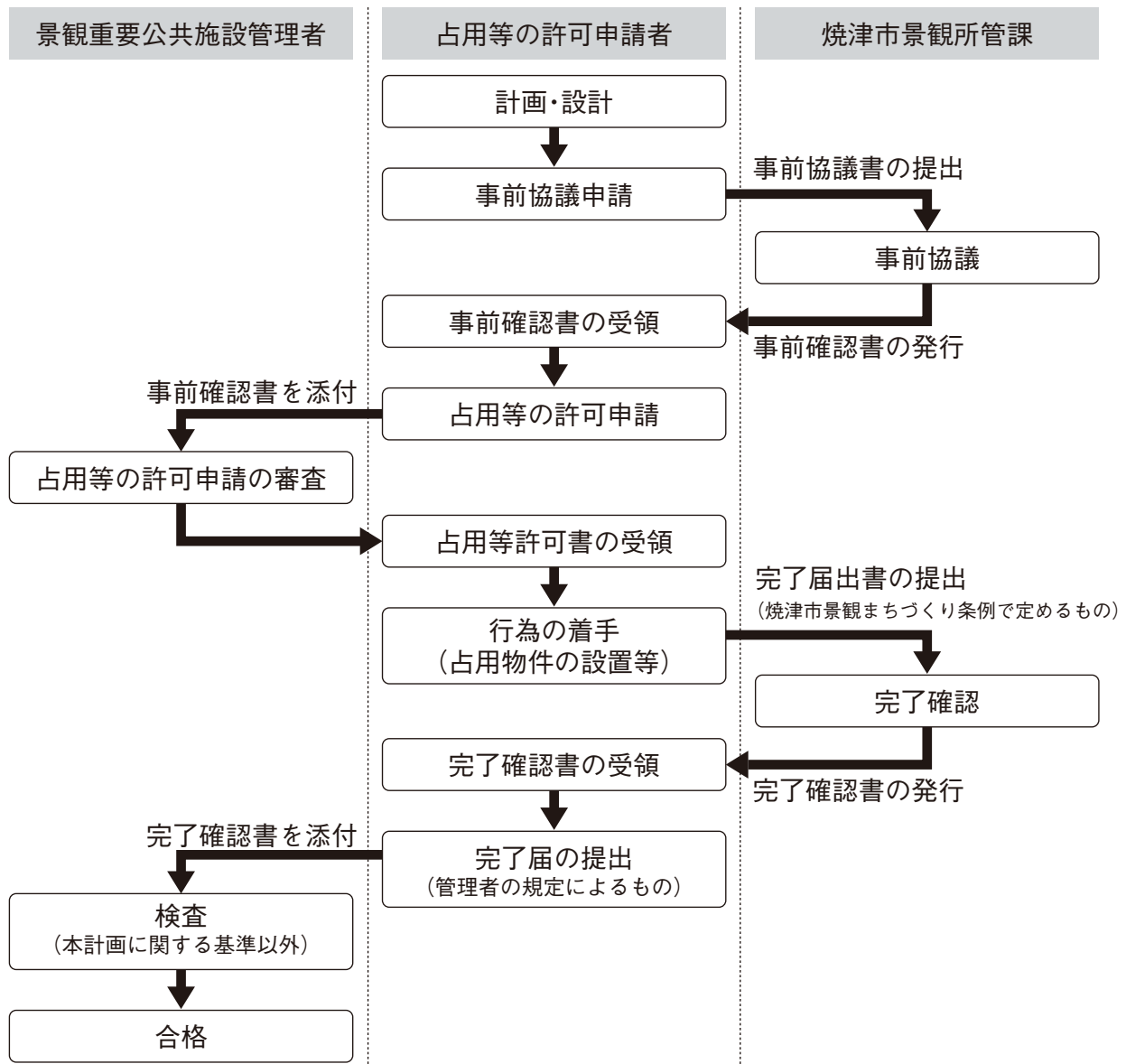
※海岸の名称は、市民に親しまれている通称を使用することとし、括弧内に海岸保全区域の名称を表記する。

(エ) 整備に関する事項及び占用等の許可の基準

項目	整備に関する事項及び占用等の許可の基準
配置	・建築物・工作物は、海岸保全区域からの富士山や伊豆半島等の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう配慮する。(浜当目海岸は除く)
色彩	・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は、ふじのくに色彩・デザイン指針における推奨色を使用するよう努める。

(海岸法第7条第1項、第8条第1項の許可の基準)

景観重要公共施設 占用等の許可申請に関するフロー



景観重要公共施設管理者一覧

景観重要公共施設			管理者名(占用等の許可の申請先)
道路	県道		静岡県交通基盤部 道路保全課・島田土木事務所(維持管理課)
河川	一級河川		国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所(占用調整課)
海岸	和田浜海岸 (駿河海岸(焼津工区)の一部)		国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所(占用調整課)
	県が管理 する海岸	和田浜海岸 (焼津海岸田尻地区)	静岡県交通基盤部河川砂防管理課・島田土木事務所(維持管理課)
		浜当目海岸、 石津浜海岸	静岡県交通基盤部 港湾企画課・焼津漁港管理事務所(管理課)

